

議案第 39 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う  
大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

大阪広域水道企業団の共同処理する事務を変更し、及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更を行うことに関し、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により関係市町村と協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 4 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

大阪広域水道企業団の共同処理する事務を変更し、及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更を行うことに関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により関係市町村と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

## 大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約(平成 22 年 11 月 2 日大阪府知事許可)の一部を次のように変更する。

別表第 2 中「岸和田市」の次に「、泉大津市」を、「富田林市」の次に「、箕面市」を、「柏原市」の次に「、門真市」を加える。

### 附 則

この規約は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

大阪広域水道企業団規約 新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>別表第2(第3条関係)</p> <div data-bbox="177 271 772 488" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>岸和田市、<u>泉大津市</u>、八尾市、富田林市、<u>箕面市</u>、柏原市、<u>門真市</u>、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p> </div> | <p>別表第2(第3条関係)</p> <div data-bbox="820 271 1415 488" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村</p> </div> |